

資料4. 上位・関連計画

(1) 第5次東浦町総合計画（平成23年3月）

- 計画期間 平成23年度～平成32年度
- 基本理念 「健康で笑顔あふれるまち」
「潤いと活力のあるまち」
- 将来の都市像 「笑顔と緑あふれるいきいき都市」
- 将来人口 平成32年度 53,000人
- 土地利用の方針 「安全で住みやすい住宅地づくり」
「地域の活力を支える基盤づくり」
「豊かな自然環境を保全・活用した環境づくり」
- 景観に関する記載

第4節 快適な暮らしを支える基盤づくり

第1項 市街地形成

推進施策1 市街地

方針4 都市景観の整備

道路事業や公園整備事業などにおいて景観に配慮した整備を行うとともに、宅地開発では、地域の特性に合った魅力ある景観をつくります。

町の玄関口としてふさわしい魅力ある市街地の形成及び安全なまちづくりのため、中心市街地における電線の地中化を関係機関との調整を図りながら検討します。

(2) 東浦町都市計画マスタープラン（平成 23 年 3 月）

- 目標年次 平成 32 年度
- 都市づくりの目標 「快適な生活環境の維持・形成」
 「誰もが使いやすく便利な交通体系の整備」
 「産業の拠点を活用した産業の振興」
 「自然（緑・水）と共生する生活環境づくり」
 「全ての人が安全安心を感じる防災都市づくり」

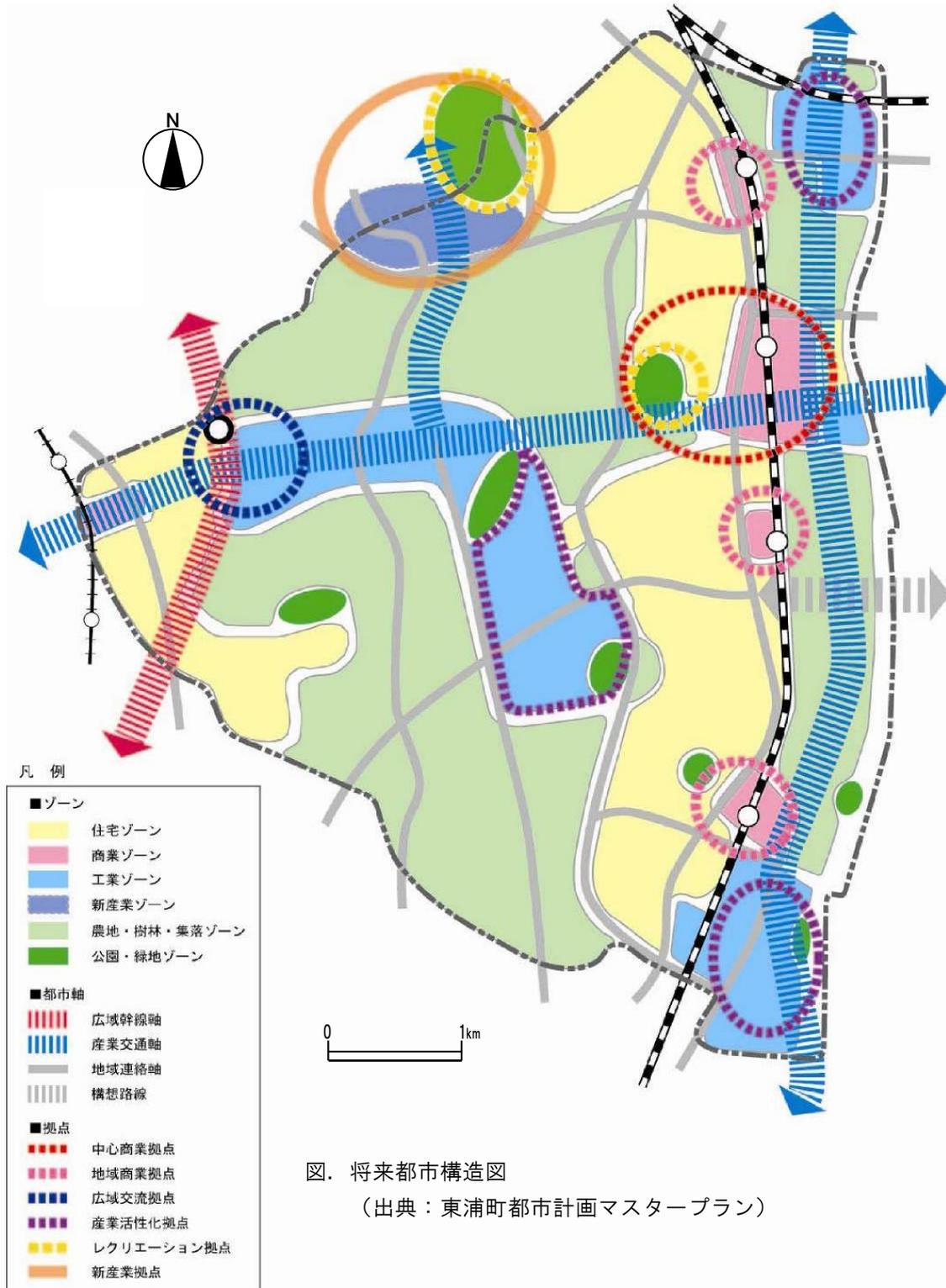


図. 将来都市構造図

(出典：東浦町都市計画マスタープラン)

■景観形成の方針

①自然景観の保全

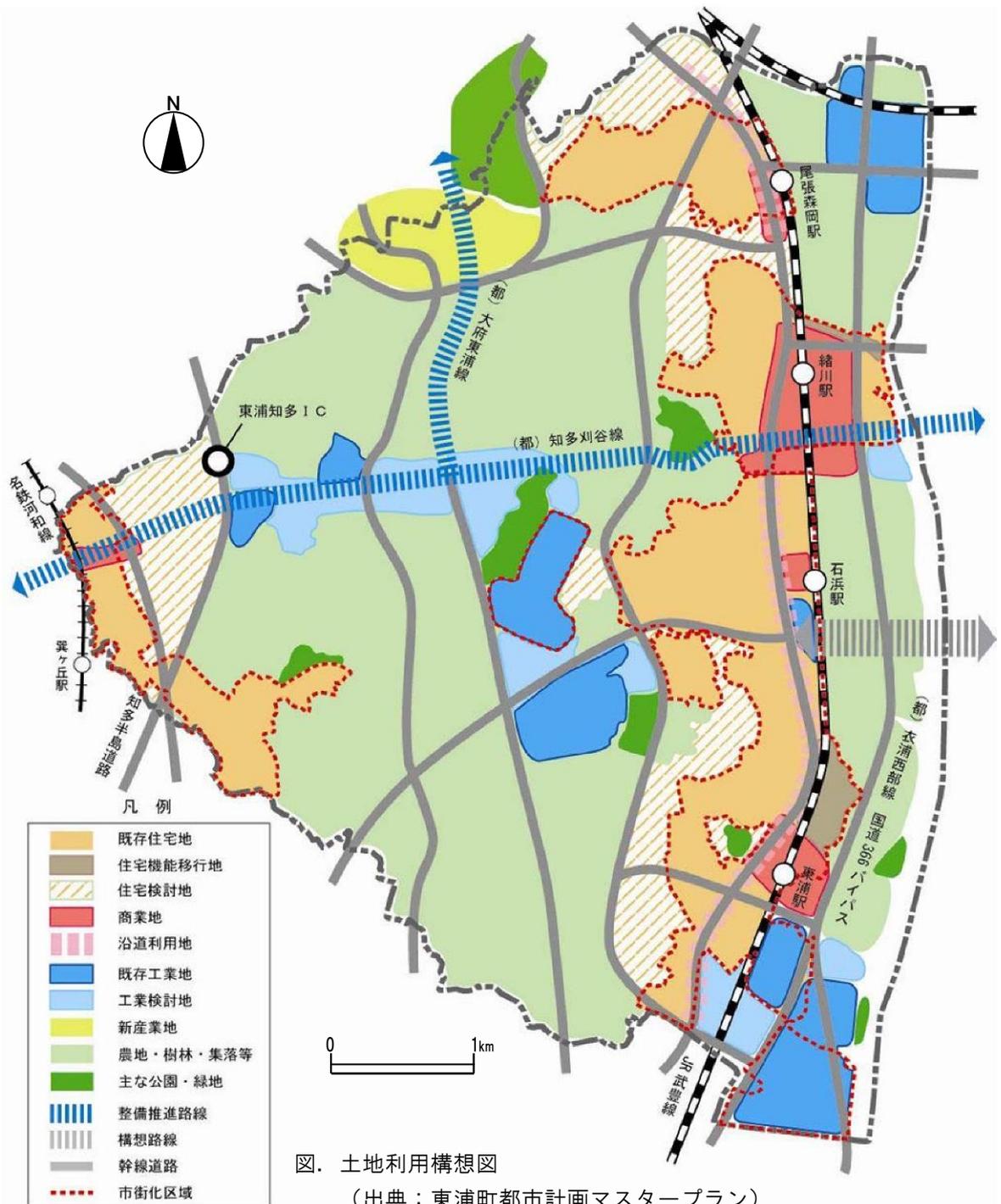
樹林地は、貴重な自然環境であるだけでなく、市街地からの優れた景観を演出する重要な要素として保全を図る。農地は生産性のみならず、人の営みを表す風景として保全を図る。

②都市景観の保全

無秩序な街並みは、まちの景観を大きく損ねることから、地区計画などを積極的に導入し、秩序ある街並みをもった景観の保全をめざす。

③歴史的景観の保全

町内に点在する社寺と緑が織りなす美しい景観は、町の歴史財産として大切に保全する。



(3) 東浦町緑の基本計画（平成17年3月）

- 目標年次 平成32年度
- 基本課題
 - 貴重な自然の積極的な保全
 - 二次的な自然の保全と創出
 - 緑の連携軸の形成
 - 住民意識にまで浸透した緑化促進の取り組み
- 基本理念 「限りある自然との調和を図り、身近な緑を大切に育てるまち」
- 基本方針
 - ① 自然との共生
 - 町内に残る貴重な自然を積極的に保全する。
 - 自然植生を残す樹林地や動植物の生息地であるため池、干潟を保全する。
 - 自然の緑とのふれあいを深める。
 - 人が自然とふれあい、自然への理解を深めることのできる空間を整備する。
 - ② 豊かな緑の保全
 - 郷土の歴史が育んできた伝統ある緑を後世に伝え残す。
 - 社寺、史跡地の伝統ある緑の保全を進める。
 - 町の個性である農用地の緑を健全な姿で保全する。
 - 優良農地の保全を進めるとともに、遊休農地の活用を図る。
 - ③ 新たな緑の創出
 - 緑の豊かさを高めていくために、緑の絶対量を増やす。
 - 公園・緑地の整備を進める
 - 公共施設や民有地の一層の緑化を図る。
 - 緑の量的な拡大とともに、緑の質を高める。
 - 町のシンボルとなるような優れた緑の空間や景観を育てる。
 - ④ 水と緑のネットワーク
 - 水系のネットワークを進め、動植物の生息環境の再生をめざす。
 - 川を軸とした水辺環境の再生を進める。
 - ビオトープの整備を進める。
 - 拠点となる緑をつなぐネットワークの整備を進める。
 - 緑と緑をつなぐ緑道、遊歩道、並木の整備を進める。
 - ⑤ 緑を守り育てる活動の普及
 - 町民が主体となって取り組む緑のまちづくりを活発化させる。
 - 緑のまちづくりに向けた意識啓発を進める。
 - 緑のまちづくりに取り組むグループを育て活動を支援する。
 - 町民の主体的な取り組みを支援する体制、制度を整備する。

限りある自然との調和を図り、
身近な緑を大切に育てるまち

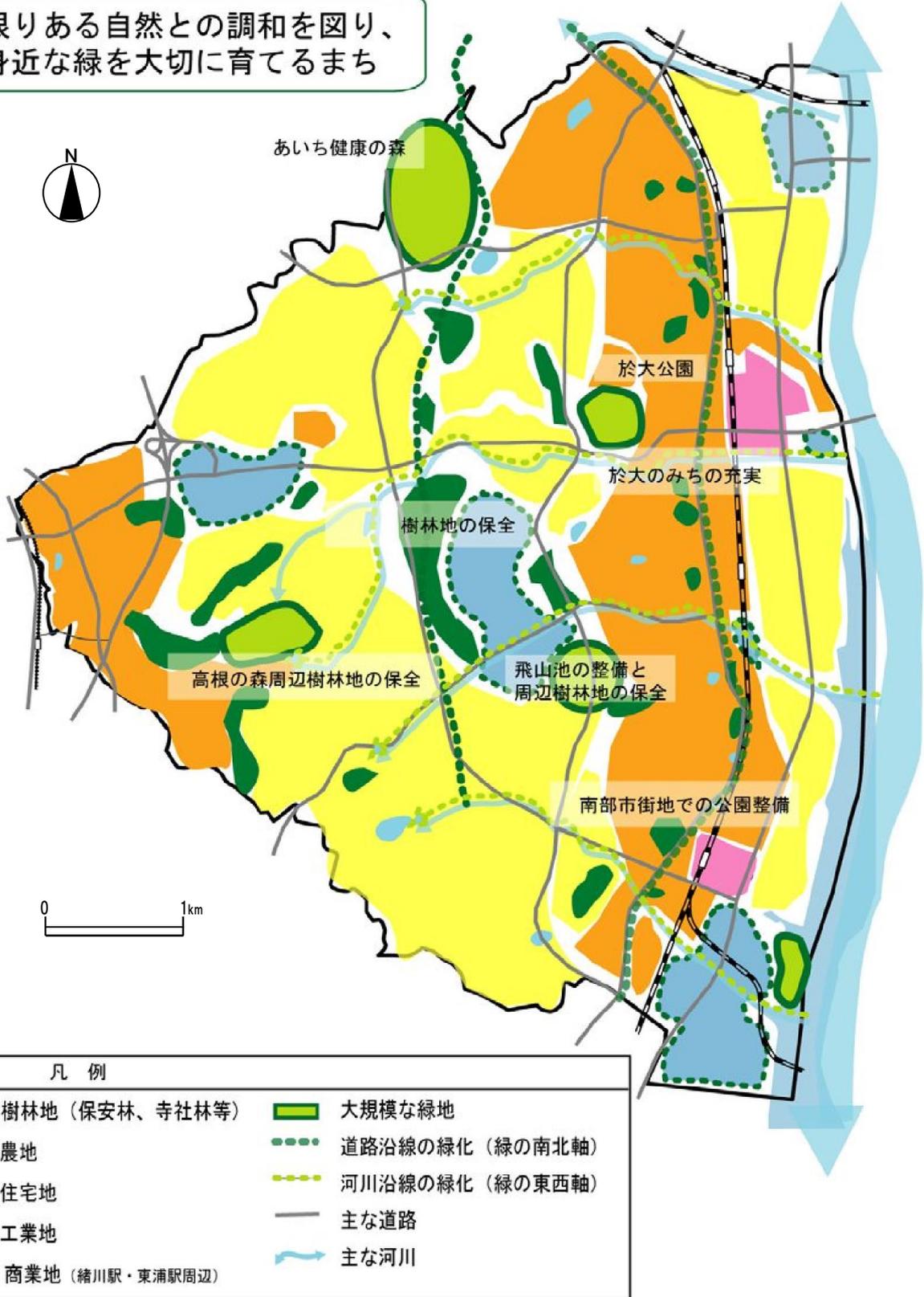


図. 緑の将来像（出典：東浦町緑の基本計画）

